

令和元年 12 月 6 日

関係各位

トレードマスターラボ
堀田 勝己

証券取引等監視委員会の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から当社に対する検査結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告したとの発表がありました。

今般の勧告を厳粛かつ真摯に受け止め、内部管理体制のより一層の強化に取り組み、指摘を受けました問題等の再発の防止に努めて参ります。

ご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上